

# 福智町住宅改修工事補助金交付要綱

令和8年3月26日  
告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は町民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、町民が町内の施工業者によって住宅改修工事を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため、福智町補助金交付規則（平成24年福智町規則第6号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物で、町内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で町内に存するものをいう。
- (3) 住宅改修工事 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び附帯設備の修繕工事又は建築工事（当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備工事を含む。）で、別表に掲げるものをいう。
- (4) 施工業者 福智町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に事業所を有する個人事業主又は町内に本店若しくは支店を有する法人をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び同条第号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

- (1) 福智町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 改修工事を行う住宅の所有者であって、かつ当該住宅に現に居住していること。
- (3) 改修工事を行う住宅の所有者が町税等を滞納していないこと。
- (4) 改修工事を行う住宅の所有者が、過去この補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象となる住宅及び住宅改修工事)

第4条 補助の対象となる住宅は、補助を受けようとする者が町内に有する個人住宅又は併用住宅とする。

2 補助の対象となる住宅改修工事は、第2条に規定する施工業者によるものとし、第8条に規定する交付決定後に着手しなければならない。ただし、併用住宅については、自己の居住の用に供する部分に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた額とする。

住宅改修工事の金額 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金の額
100,000円以上	当該住宅改修工事に要する費用に額の10分の10を乗じて得た額（当該額が100,000円を超える場合は100,000円とする）

(他の補助制度との併用の取扱い)

第6条 補助の対象となる住宅改修工事について、国、県、市その他公共的な団体等が実施する他の補助金制度を優先するものとし、その対象となった費用の額と重複して補助金申請することはできないものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は住宅改修工事の着手前に福智町住宅改修工事補助金交付申請書(様式第1号)に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 個人住宅又は併用住宅に関する登記事項証明書、固定資産評価証明書又は売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類
- (3) 申請者の町税等の完納証明書(申請日前30以内に取得したものに限り。)
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 補助対象工事の概要が分かる図面
- (6) 物件の位置図
- (7) 施工予定箇所の写真
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、福智町住宅改修工事補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更等申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ福智町住宅改修工事補助金交付変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請をしなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書の写し
- (2) 変更後の補助対象工事の概要が分かる図面
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の変更決定)

第10条 町長は、前条に規定する変更等申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じた場合は、福智町住宅改修工事補助金交付変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により当該変更した申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第8条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事完了日から30日を経過する日若しくは補助金交付決定日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、福智町住宅改修工事補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 住宅改修工事完了証明書(様式第6号)
- (2) 当該改修工事代金支払領収書の写し
- (3) 施工管理写真(施工前、施工中及び施工後)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条例に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、福智町住宅改修

工事補助金額確定通知書（様式第7号）により通知する。

2 町長は、前項の規定により確定した補助金の交付額が第8条の規定により通知した交付決定金額（第10条の規定に基づき変更の承認をした場合にあっては、同条の規定により通知した額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 前項の規定により補助金の額の決定を受けた交付決定者は、福智町住宅改修工事補助金請求書（様式第8号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、交付決定者の請求に基づき交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、福智町住宅改修工事補助金交付決定取消し通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条例に違反したとき。
- (3) 各関係法令に違反する行為その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第16条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

（現地調査）

第17条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の対象となった住宅改修工事について現地調査を行うことができる。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

工事種別	工事内容
バリアフリー改修工事	(1) 玄関又はアプローチの段差の解消 (2) 階段、廊下、浴室又はトイレの手すりの設定 (3) 車椅子で使用できる出入口又はトイレの改善 (4) 廊下又は浴室の床の滑りにくい床材への変更 (5) その他これらに類する工事
省エネ改修工事	(1) 窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更 (2) 壁、床、天井等への断熱材の設置 (3) その他これらに類する工事
耐久性能改修工事	(1) 屋根のふき替え (2) 屋根及び外壁の塗装 (3) 壁、床及び天井の改修 (4) 玄関等出入口の改修

	(5) その他これらに類する工事（浴槽、便器及びキッチンの取替えのみの工事は除く）
耐震改修工事	(1) 基礎部分の補強 (2) 壁の増設 (3) 筋かい、構造用合板等による壁の補強 (4) 柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化 (5) その他これらに類する工事

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

福 智 町 長 殿

申請者 住 所 福智町  
氏 名  
電話番号

福智町住宅改修工事補助金交付申請書

福智町住宅改修工事補助金交付要綱による補助を受けたいので、同要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

施工業者	名 称			
	代表者名		電話番 号	
	住 所	福智町		
工事内容 ※該当するもの全て に□をしてください	<input type="checkbox"/> バリアフリー改修工事		<input type="checkbox"/> 耐久性能改修工事	
	<input type="checkbox"/> 省エネ化改修工事		<input type="checkbox"/> 耐震改修工事	
工事内容を具体的に記入してください：				
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
築年数	築 年			
工事金額	円 工事に要した総額（消費税及び地方消費税を除く。）			
補助金申請額	円 工事金額×10%（千円未満切捨て、上限10万円）			
住宅面積 ※併用住宅のみ記入	m <sup>2</sup>	住宅以外の部分 の面積（店舗等）	m <sup>2</sup>	
その他 ※それぞれ該当する もの全てに□をして ください	住宅改修工事において、他の補助 金（助成金）等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (補助金名称： )		
	福智町住宅改修工事補助金の過 去の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
添付書類	1 申請者の住民票の写し（世帯全員記載のもの）			
	2 個人住宅又は併用住宅に関する登記事項証明、固定資産評価証明書 又は売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類			
	3 申請者の完納証明書		4 工事見積書の写し	
	5 補助対象工事の概要が分かる図面		6 物件の位置図	
	7 竣工予定箇所の図面		8 その他町長が必要と認める書類	

様式第2号（第8条関係）

福 住 住 第            号  
年        月        日

様

福 智 町 長 印

福智町住宅改修工事補助金交付・不交付決定通知書

年    月    日付で申請があった福智町住宅改修工事補助金の交付については、  
下記のとおり決定したので、福智町住宅改修工事補助金交付要綱第8条の規定により通知  
します。

記

- |   |            |             |
|---|------------|-------------|
| 1 | 交付・不交付の別   | 交 付 ・ 不 交 付 |
| 2 | 補助金交付決定額   | 円           |
| 3 | 対象住宅改修工事金額 | 円           |
| 4 | 不交付の理由     |             |

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

福 智 町 長 殿

申請者 住 所 福智町  
氏 名

福智町住宅改修工事補助金変更等承認申請書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けた標記の補助金については、申請内容を変更したいので、福智町住宅改修工事補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 中止又は変更の別 (1) 工事の中止 ・ (2) 工事内容の変更

2 理由

3 変更の内容

	変 更 後	変 更 前
工事内容		
住宅改修工 事見積金額	円 (消費税及び地方消費税を除いた額を記入)	円 (消費税及び地方消費税を除いた額を記入)

※ 工事内容を変更する場合の添付書類

(1) 変更後の工事見積書の写し

(2) 変更後の補助対象工事の概要が分かる図面

(3) その他町長が必要と認める書類

(注意) 変更後の工事金額が増工となっても、交付額は増額されません。

工事を中止した場合、補助金は交付されません。



様式第5号（第11条関係）

年 月 日

福 智 町 長 殿

申請者 住 所  
氏 名

福智町住宅改修補助金実績報告書

年 月 日付 第 号 で交付決定があった標記の補助金について、当該住宅改修工事が完了したので福智町住宅改修工事補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

2 工事完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住宅改修工事完了証明書（様式第6号）
- (2) 当該改修工事代金支払領収書の写し
- (3) 施工管理写真（施工前、施工中及び施工後）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

施工業者 所在地  
名 称  
代 表 者 印  
電話番号

住宅改修工事完了証明書

次の住宅改修工事が完了したことを証明します。

工事物件所有者	
工事物件所在地	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
工事完了年月日	年 月 日
工 事 内 容	
工 事 金 額	円（消費税及び地方消費税を除く。）

様式第7号（第12条関係）

福住住第 号  
年 月 日

様

福智町長印

福智町住宅改修工事補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号 で交付決定した住宅改修工事補助金について、  
年 月 日付実績報告書に基づき、次のとおり補助金の額を確定したので、福智町住宅改修工事交付要綱第12条第1項規定により通知します。

補助確定金額 円

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

福 智 町 長 殿

申請者 住 所 福智町  
氏 名 印

福智町住宅改修工事補助金請求書

年 月 日付 福 第 号 で交付決定があった標記の補助金について、福智町住宅改修補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

十	万	千	0	0	0	円
---	---	---	---	---	---	---

(1,000円未満切捨て)

2 振込先(申請者本人名義の口座に限る。)

金融機関名 (該当するものに○を付ける)	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座種類	普通・当座 (どちらかに○をつけること。)	
口座番号		口座番号を右詰で記入してください
フリガナ		
口座名義		

様式第9号（第15条関係）

福 住 住 第 号  
年 月 日

様

福 智 町 長 印

福智町住宅改修工事補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定があった福智町住宅改修工事補助金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、福智町住宅改修工事補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 取消理由

偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

各関係法令に違反する行為その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

( )

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日付福 第 号

交付決定金額 円

様式第1号 (第7条関係)  
様式第2号 (第8条関係)  
様式第3号 (第9条関係)  
様式第4号 (第10条関係)  
様式第5号 (第11条関係)  
様式第6号 (第11条関係)  
様式第7号 (第12条関係)  
様式第8号 (第13条関係)  
様式第9号 (第15条関係)